

令和 6 年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立児童発達支援第 2 センター（八尾しょうとく園）
所在地	八尾市西高安町三丁目 1 1 番地
所管課	こども若者部こども・いじめ何でも相談課

指定管理者	名 称 社会福祉法人聖徳園 代表者 理事長 三上 美知恵 住 所 大阪府枚方市香里ヶ丘四丁目 1 7 番地 1
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 1 1 年 3 月 3 1 日（5 年間）

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
開館時間や休館日などは、条例に定められたとおり運営されており、施設の案内表示なども利用者に分かりやすく表示されている。 また、日々の子どもの様子等を連絡ノートにおいて伝えとともに、学期ごとの個人懇談会や発達相談、進路相談等を実施して、保護者とのコミュニケーションを密に図った。 さらに、障がい児相談支援事業を実施し、障がい児支援のための相談体制の充実を図るとともに、施設は独自に利用者へのアンケート調査を実施して意見・要望等の聞き取りを行い、利用者の満足度向上に取り組んだ。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ※市のアンケート ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象 八尾しょうとく園の通園利用者 ・調査時期 令和 7 年 1 月 2 8 日～令和 7 年 2 月 2 1 日 ・調査方法 指定管理者を通じて保護者にアンケート用紙を配布し、八尾しょうとく園で回収。 ・回答状況 アンケート用紙 6 8 枚を配布し、5 0 枚を回収（回収率 7 3 . 5 %）。 ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） アンケートに回答した保護者は、行事等の内容についてほぼ全員が「満足している」と回答しており、職員の対応についても全員が満足している。	S

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
他の社会福祉法人やこども園等の施設長との情報共有を行うなど、地域や関係機関との連携を図った。 また、児童発達支援センターの地域支援機能として、保育所等を訪問し専門的な支援を行うことを目的とした保育所等訪問支援事業を実施した。 さらに、自主事業として、言語聴覚士による個別言語発達訓練を実施し、個々の抱える課題に応じたプログラムを設定した上で、マンツーマンでの訓練を通じて、園児および卒園児のコミュニケーション能力や認知力の向上に努めるとともに、開所日である月～金曜日のサービス提供時間の延長を行い、園児保護者の就労支援を目的とした日中一時支援事業を実施した。	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
管理チェック項目に従い定期点検を実施し、各種設備の利用と管理を適切に行った。 また、光熱水費等のコストについては、データ管理し、削減に努めた。 さらに、火災や地震、不審者侵入を想定し、月1回避難訓練を実施するなど、利用者の安全確保に努めた。	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
人員配置や責任者等といった業務執行体制は適切であり、法令等を遵守した運営が行われている。 また、行政とのコミュニケーションを密に図り、積極的に情報共有を行った。 さらに、保育実技研修や発達障がいに関する研修等、様々な専門的研修に参加し、施設職員全体の知識等の向上に努めた。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
個人情報保護規定に基づき、情報の取り扱いを適切に行った。 また、八尾市における環境マネジメントシステムの取り組みに協力するとともに、児童発達支援センターエネルギー管理規定に従い、設備・機器の適切な点検と管理に努めた。 さらに、光熱水費、ガソリン等のコスト管理を行い、環境に配慮した施設運営を行った。	A

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	92.1% (S)	23.3	21.5
2	公の施設の効用発揮	81.3% (A)	20	16.3
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	92.1% (S)	20	18.4
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	88.5% (A)	23.3	20.7
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	88.9% (A)	13.3	11.9
合計			100	88.8

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	A
------	---

【モニタリング内容の総括】

集団遊びや個別訓練による通所児童の療育をはじめ、生活面や健康面の支援に関する情報提供を行うことで保護者支援の充実に努めた。

また、障がい児相談支援事業を実施し、障がい児支援のための相談体制の充実を図り、地域の他の社会福祉法人やこども園の施設長との情報共有を行うなど、地域や関係機関との連携を図った。

さらに、独自にアンケートを行い、発達相談や各種行事に活かす等、保護者支援に関して利用者の満足度は非常に高いものであり、本市の障がい児福祉施策の推進に大きく貢献した。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。